

産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画の変更（案）についての意見募集

平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法は、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としています。民間活力を高めていくためには、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことが重要であり、「開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す」としています。こうした目標の実現に向け、地域の創業を促進させるため、市区町村が民間の創業支援事業者（地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等）と連携して、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する「創業支援事業計画」について国が認定することとしており、こうした取組を通じて、地域における創業者を支援し、開業率の向上を目指し、地域の活性化、雇用の確保を目指すこととしています。

市では、同法に基づき五所川原市創業支援事業計画を策定し、平成28年1月13日付けで国の認定を受け、計画に沿った創業支援事業を行っておりますが、今年度から五所川原圏域定住自立圏2市4町（五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）の広域連携により、圏域の関係機関との連携を強化し一体となった創業支援に取り組んでいくために、当該計画の変更作業を進めております。この計画の変更（案）について、下記のとおり、意見を募集しています。

記

意見募集期間

平成30年7月10日から平成30年7月19日まで

（意見募集期間が30日未満の理由）

平成28年1月13日付けで国の認定を受けた五所川原市創業支援事業計画について、五所川原圏域定住自立圏2市4町の広域連携により、圏域の関係機関との連携を強化し一体となった創業支援に取り組んでいくために、当該計画の変更認定を受ける必要があるが、改正産業競争力強化法が7月9日に施行され、国に対する認定変更申請の受付締切りが7月31日となっていることから、当該計画を早急に策定する必要があり、意見募集期間を短縮して意見募集を行うこととしました。

計画（案）の閲覧方法

1. 次のPDFファイルにて閲覧してください。

認定創業支援等事業計画の変更（案）PDF

関連資料は中小企業庁のホームページで御確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>

2. 次の場所でも閲覧できます。

経済部商工労政課、市役所行政資料スペース、金木総合支所行政資料スペース、市浦総合支所行政資料スペース

意見の提出方法

1. 任意様式に日本語で、住所、氏名、電話番号（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先・代表者名）を記載し、郵便、ファックスまたは電子メールで提出してください。

2. 住所・氏名の記載がない場合は、提出意見として取り扱わないこともあります。
3. 提出先は次のとおりです。
 - ・郵便 〒037-8686 五所川原市字布屋町 41 番地 1 五所川原市経済部商工労政課 宛
 - ・五所川原市経済部商工労政課まで持参
 - ・ファックス 0173-35-3617
 - ・電子メール 1802pbc@city.goshogawara.lg.jp

提出された意見の公表

提出していただいた意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公表します。意見提出者の住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単にとりまとめて公表します。（この際に、類似の意見はまとめて公表することもあります。）

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが市の意見ですので、改めて市の意見を公表することはしません。

担当	五所川原市経済部商工労政課
電子メール	syoukou@city.goshogawara.lg.jp
電話	0173-35-2111
FAX	0173-35-3617